

生徒指導だより

岐阜県立本巣松陽高等学校
生徒指導部

冬季休業中の生活について

日頃は、本校生徒指導について、格別のご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、本校では12月22日(土)から冬季休業に入ります。この期間は生徒一人一人が年末年始の諸行事を通して、家族や地域の人々と交流を深めるよい機会です。こうした生活体験は、家族や社会の一員としての自覚を深め、豊かな心の育成にもつながります。しかし、一方で、休業中の開放的な雰囲気の中で、事故や犯罪の被害者となることや自分自身を見失ってしまう可能性もあります。

保護者の皆様には、以下の点に注意していただき、一年を振り返り新たな目標を持って新年を迎え、冬季休業を有意義なものにできるよう適切なご指導をお願いします。

なお、以下は、生徒配布するものと同じ内容です。

1 生活について

- 1 毎日の学習時間を確保する。時間と学習内容など具体的な計画を立てて、継続的に取り組む。
- 2 課題を早めに終了した上で、さらに不得意教科の克服、得意教科の伸長を目指す。
- 3 家族の一員として、家事の分担や手伝いをする。また、地域社会の行事等にも積極的に参加し、社会性を高める。
- 4 十分な睡眠と適度な運動、栄養バランスのとれた食事に留意し、健康の増進に努める。また、朝食をしっかりと摂るなど規則正しい生活を確立する。

2 生命の尊重と事故防止について

- 1 交通事故防止に万全を期すこと。事故の被害者にも加害者にもならないよう心掛けること。
※危険な飛び出し、自転車の並列通行や二人乗りはもちろん、携帯電話やヘッドホンを使用しながらの運転、傘差し運転は禁止。交差点での左右確認とアイコンタクトを実践すること。
夜間はライトをつけるなど交通ルールやマナーを遵守すること。
※自転車は軽車両であり、運転時は加害者になる危険性がある。自分だけでなく他人の命を守る行動をとること。また、加害者となった場合のために、自転車保険への加入することを勧めます。
※四ない運動(免許を取らない、車を買わない、車に乗らない、車に乗せてもらわない)を厳守すること。
- 2 インフルエンザやノロウイルスなどの感染症等を防ぐため、手洗いやうがいを徹底し、衛生管理に留意すること。
- 3 冬山登山はしない。スキー等のウィンタースポーツは、体調や天候を十分考慮し、事故防止に努めること。

危険察知能力を高め、自分の命は自分で守る。

3 スマートフォン等のインターネット利用について

- 1 携帯電話、スマートフォンやパソコン等を介した、出会い系サイトや有害サイトにはさまざま危険が潜んでいる。決して利用しないこと。
※出会い系サイト等有害サイトの入口が、ゲームサイトにも設けられている場合があります。注意すること。
- 2 SNSなどを利用して、他者を誹謗・中傷するような人権侵害に関わる内容や、学校や地域社会に対し不安や迷惑、被害を与えるような書き込みを絶対にしないこと。また、自分や友人

の個人情報が特定できる画像や情報を安易に載せないこと。

※不法な写真や動画を掲載すること、海賊版と知って音楽や動画をダウンロードすることは犯罪です。また、他人のIDやパスワードによる不正アクセスも犯罪です。

※「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」を内閣府青少年環境整備担当が作成しております。次のホームページをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/youth/kankyoku/index.html>

※岐阜県教育委員会では、ネットパトロールが常に監視しています。

3 冬休みを利用して、スマートフォン等の利用ルールを家庭内で確認すること。

※携帯電話、スマートフォンのフィルタリングの設定は保護者の義務です。確認してください。

※深夜の利用は、生活リズムを崩すだけでなく、SNSでのトラブルや犯罪巻き込まれるきっかけをつくりやすいと言われています。注意すること。

4 その他の注意事項

1 パーマ、染色等は絶対にしないこと。

※1月8日(火) 全校集会時に身だしなみ指導を行います。

2 深夜徘徊、喫煙、飲酒、薬物乱用、万引き、窃盗等法律に触れる行為は絶対にしないこと。また、刃物、エアガン等の危険な物を正当な理由なく携帯することは法律に触れる行為です。

3 ゲーム場、マンガ喫茶、ネットカフェ及び不健全な飲食店へは立ち入らないこと。

4 自動車・バイクの無免許運転、暴走行為は極めて危険な違法行為です。また、暴走族や非行グループに関わりを持ったり、加入したりしないこと。

5 痴漢などの変質者による事件や、交通事故等にあった場合は、必ず警察に通報すること。(緊急時は110番)その後、学校にも連絡すること。

6 アルバイトは原則禁止です。 ※無断アルバイトは問題行動として指導の対象となります。

7 外出するときは、行先、用件及び帰宅時間を必ず保護者に告げて出ること。また、無断外泊はしないこと。

※午後10時以降の外出は青少年健全育成条例で禁止されており、深夜徘徊等補導の対象となります。

8 宿泊を伴う旅行等をしようとするときは、事前に学校へ届け出ること。

※旅行届、学割を必要とする場合は、日数に余裕をもって提出してください。

9 校外行事(集会・研修・同窓会等)に参加する場合は早めに届け出ること。

※書類は、上記8と同様に提出してください。

10 男女交際は、高校生として節度と品位を守り、相手を尊重し、周囲の人に不快感を与えることがないようにすること。

11 貴重品は自己管理が原則。個人ロッカーは必ず施錠すること。ただし、冬季休業中は、自分の荷物はすべて持ち帰ること。

心の悩みは一人で抱え込まず、家族、学校、公の機関に相談すること。また、家族や本人に事故などの異常が生じた場合は、直ちに学校(担任)へ連絡してください。

学校電話 (058) 324-1201

休日で学校に連絡ができない場合は次のアドレスにメールしてください。

学校メール c27389@mx.gifu-net.ed.jp

☆いじめ・不登校・学習・進路等についての電話相談☆

◇子供SOS24 0120-0-78310

※夜間・休日・祝日全24時間体制

◇教育相談(ほほえみダイヤル)

0120-745-070

※月～金 8:30～17:15(祝日は除く)